

# **SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**株式会社 中谷建設工業**

平成 2 0 年 6 月

**(社)全国林業改良普及協会**

## 目 次

I. 株式会社 中谷建設工業の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

## I 株式会社 中谷建設工業の概要

1. 申請者名称 株式会社 中谷建設工業 代表取締役 中谷一彦  
(所在地) 広島県呉市中央3丁目3番17号
2. 認定事業体 株式会社 中谷建設工業
3. 事業内容 総合建設業

(認定対象業種) 建設設計・施工、木製品販売

### 4. 沿革・概要

(株)中谷建設工業(以下:同社)は、呉市および近郊で、木造注文住宅を建築している工務店である。

昭和28年に個人創業して以来、地域に密着した工務店として、順調に実績を積み重ねてきており、平成9年に現在の株式会社中谷建設を設立。鉄骨など非木造も手がけるが、現在は売上げの8割を木造建築が占めている。

早くからプレカット工法を導入するなど、施工技術の開発に積極的で、天然木にこだわった「夢ハウス」や、シックハウス対策の「無添加住宅」に加盟して、「人にやさしい住まいづくり」・「自然にやさしい家づくり」をテーマに、在来軸組の木造にこだわった注文住宅建築に取り組んできている。

今回のSGEC事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心にSGEC森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域SGECネットワーク」に加入し、地域の工務店として、SGEC認証材流通の一翼を担おうとするものである。

### 【沿革】

- 昭和28年 呉市に中谷工務店個人創業を始める
- 昭和52年3月 有限会社 中谷建設工業として法人化設立する
- 昭和62年7月 カスタムハウジンググループ加盟 施工技術の開発及び供与
- 昭和63年5月 宅地建物取引業取得
- 昭和63年7月 呉市南ハイツにてモデル棟オープン
- 平成元年4月 (有)カスタム設立
- 平成2年3月 自社ビル(N・Tビル完成) 本社新社屋展示場を開設
- 平成2年7月 住通チェーン(不動産情報)加盟
- 平成6年3月 日本住宅開発協会 加盟
- 平成9年3月 日本産直住宅協会 加盟
- 平成9年6月 社名を株式会社 中谷建設工業と変更
- 平成10年11月 完成保証制度業者登録 (財)住宅保証機構登録
- 平成16年2月 (株)夢ハウス ビジネスパートナー加盟
- 平成16年6月 本社ビルにて「天然木 香りの家」展示場オープン

平成 17 年 7 月 呉市南ハイツにて「天然木 香りの家」モデル棟オープン  
平成 20 年 4 月 無添加住宅正規代理店加盟

【従業員数】

10 名

【社内の建築資格所有者】

一級建築士・二級建築士  
宅地建物取引主任者  
ハウジングアドバイザー  
インテリアコーディネーター  
ファイナンシャルプランナー  
福祉住環境コーディネーター  
公庫住宅調査技術者  
耐震診断士

【直近 3 期工事概要】

2007 年 4 月～2008 年 3 月  
木造住宅新築 132 百万円（6 棟）  
木造改修 75 百万円  
その他 160 百万円  
計 367 百万円

2006 年 4 月～2007 年 3 月  
木造住宅新築 150 百万円（6 棟）  
木造改修 130 百万円  
その他 95 百万円  
計 375 百万円

2005 年 4 月～2006 年 3 月  
木造住宅新築 180 百万円（7 棟）  
木造改修 140 百万円  
その他 120 百万円  
計 440 百万円

## 5. 分別・表示管理体制

同社は工務店であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先のプレカット工場等に発注され、プレカット加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

主要な木材の発注先であるプレカット工場は、すでに SGEC 認定事業体登録を済ませている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理者」を設置し、管理体制を確立する」こと、「伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行う」こと、「企画室において、認証林産物の普及・PRに努める。」ことを定めている。

さらに、「認証林産物の生産・加工・管理計画書」及び「認証林産物の分別・表示管理の体制」を定め、発注から建設工事に至る各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。

### 【主な確認資料】

- ・ (株)中谷建設工業の沿革・概要(パンフレット)
- ・ (株)中谷建設工業 HP : <http://www.nakatani-custom.co.jp>
- ・ SGEC 森林認証事業体組織図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 株式会社中谷建設工業の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、水野邦彦の2名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成20年5月19日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

6月6日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(株)中谷建設工業事務所及びモデルハウス

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

専門審査員 水野邦彦

(出席者)

(株)中谷建設工業

中谷和紀

太田川流域 SGEC ネットワーク代表 安田 孝

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. (株)中谷建設工業において、事業の概要、現行の建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

7月1日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸(書類審査)
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司(書類審査)

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業者であるものと認められた。

### Ⅲ. 株式会社中谷建設工業の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、(株)中谷建設工業は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)

#### 【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の 安定性	1-1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 ある。	(株)中谷建設工業は、昭和 28 年に個人創業して以来、順調に実績を積み重ねてきており、地域に密着した工務店として、「人にやさしい住まいづくり」・「自然にやさしい家づくり」をテーマに、在来軸組木造注文住宅建築に取り組んできている事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同社は、呉市および近郊で、木造注文住宅を建築している工務店であり、事業目的および内容は適合している。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	既存の構造材の仕入れ先は、SGEC 認定事業体である鳥取県のみよし産業株式会社であり、羽柄材などについても今後、太田川流域 SGEC ネットワークメンバーとの取引を広げていく方針である。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、国産材を扱う工務店として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。	妥当
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、発注、受入、保管、加工、建設の各段階を想定した「認証林産物の生産・加工管理計画書」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	同社は工務店であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先のプレカット工場等に発注され、プレカット加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程であり、同社「認証林産物の分別・表示管理方針書」等に基づいて管理されることで、分別可能である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理者」を設置し、管理体制を確立する」とし、発注から建設工事に至る各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	前記「認証林産物管理責任者」が、内部検査を行うこととしており、検査日時・現場担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	同社には協力業者の哲栄会が組織されており、安全作業や現場管理に関する研修・ミーティングなどが定期的に行われていることを確認した。認定取得後は、これらを通して、関係協力業者へ管理方針等の徹底を図ることとしている。	向上目標
	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定後は、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	「認証材取扱台帳」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。	妥当

#### IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 中谷建設工業組織図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制